

## 学生への修学支援に関する取組(経済的支援)

- 国の高等教育の修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免)  
「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等減免制度で、日本学生支援機構の給付奨学金と合わせて、入学料及び授業料減免が受けられます。
- 大学独自の授業料減免制度  
学業が優秀な一般学生であって、かつ、学資の支弁が困難なものについて、入学料及び授業料を減免することができる制度です。
- 大学独自の授業料の納付猶予・分納制度  
在学生に対して、授業料の納付時期の猶予や、授業料を分割納付とする制度です。
- 大学独自の奨学金
  - ・しまねの未来を担う人財奨学金  
島根県内企業からいただいた寄附金を活用し、島根県内への就職を強く希望する学生への奨学金制度です。
  - ・成績優秀者奨学金  
本学の2年生以上で、前年度の学業成績が優秀な学生に対し、奨学金を給付する制度です。
  - ・海外研修奨学金  
異文化理解研修等の海外研修に参加する学生全員に研修費用の一部を給付する制度です。給付額は、参加費用の1/5程度です(為替の影響を受けるため、年度により支給額は変動)。日本政府や関連省などが実施する国際交流事業へ参加する学生も給付対象としています。
  - ・協定留学奨学金  
協定留学をする日本人学生を対象とし、学内選考を経て、留学費用の一部を給付する制度です。ダブル・ディグリー制度を利用した留学も対象となります。
- 学外奨学金
  - ・日本学生支援機構の奨学金制度  
勉学に励む意欲があり、また、それにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度があります。